

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

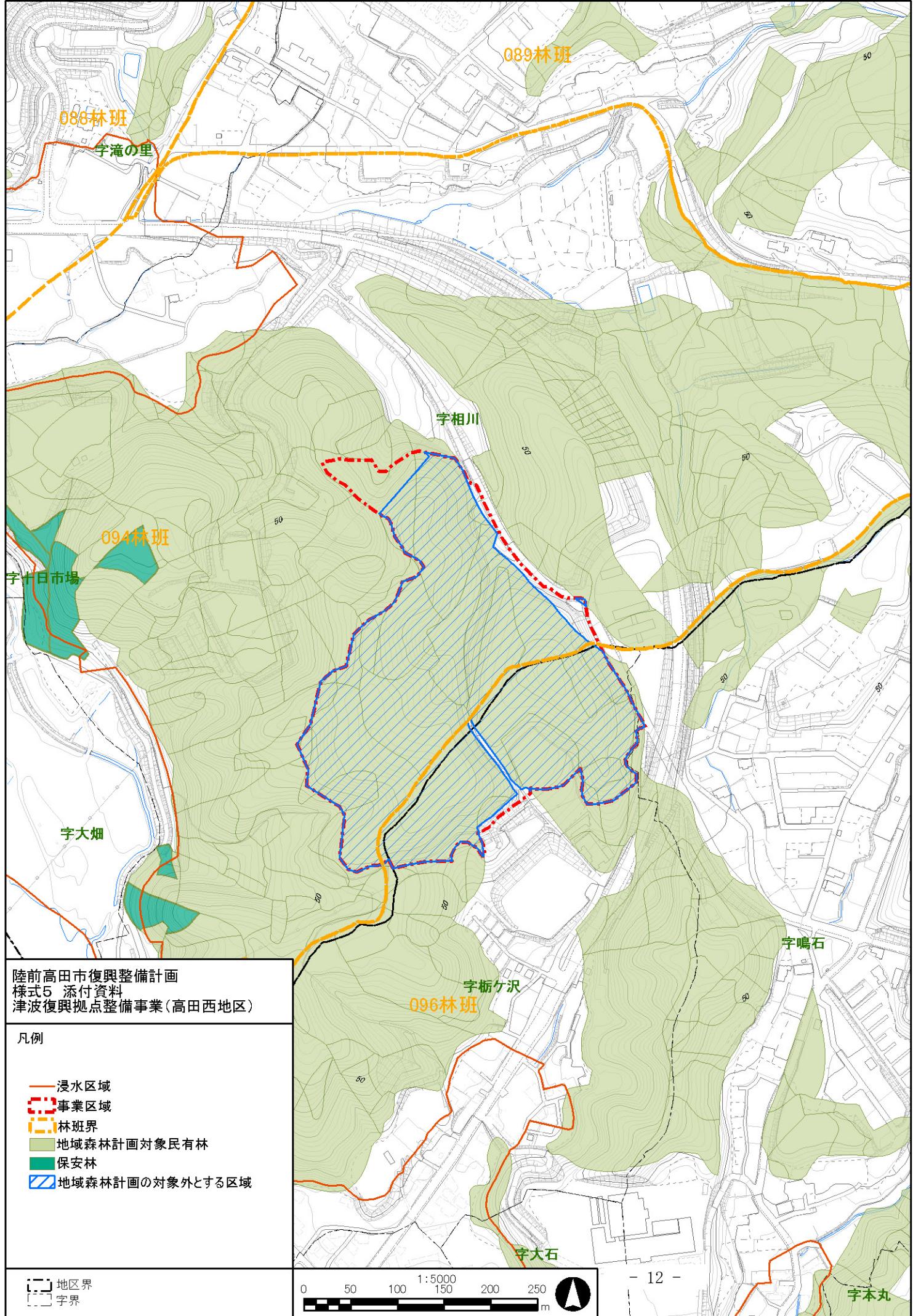
| 区分 | 変更前森林面積 | 変更後森林面積 | 備考 |
|----------------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| <u>総数</u> | <u>102, 513ha</u> | <u>102, 504ha</u> | |
| 市 町 村 別 内 訳 | 大船渡市 | <u>24, 696</u> | <u>24, 696</u> |
| | 陸前高田市 | <u>17, 124</u> | <u>17, 115</u> △8.58ha |
| | 住田町 | <u>22, 648</u> | <u>22, 648</u> |
| | 釜石市 | <u>29, 247</u> | <u>29, 247</u> |
| | 大槌町 | <u>8, 798</u> | <u>8, 798</u> |
| | | | |

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知)の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。



様式第5－2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

| 所 在 | | | | 復興整備事業の 名称及び種類 | 面 積 | 備 考 |
|-------|-----|-----|--------|---|--------|--|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | |
| 陸前高田市 | 高田町 | 栢ヶ沢 | 47-1 他 | 名称: 高田西地区津波復興 拠点整備事業 種類: 津波復興拠点整備事業 | 8. 5 8 | 事業区域 9.59ha うち対象森林 8.92ha 開発行為 8.58ha 残置森林 0.34ha ※面積は GIS 計測値 |

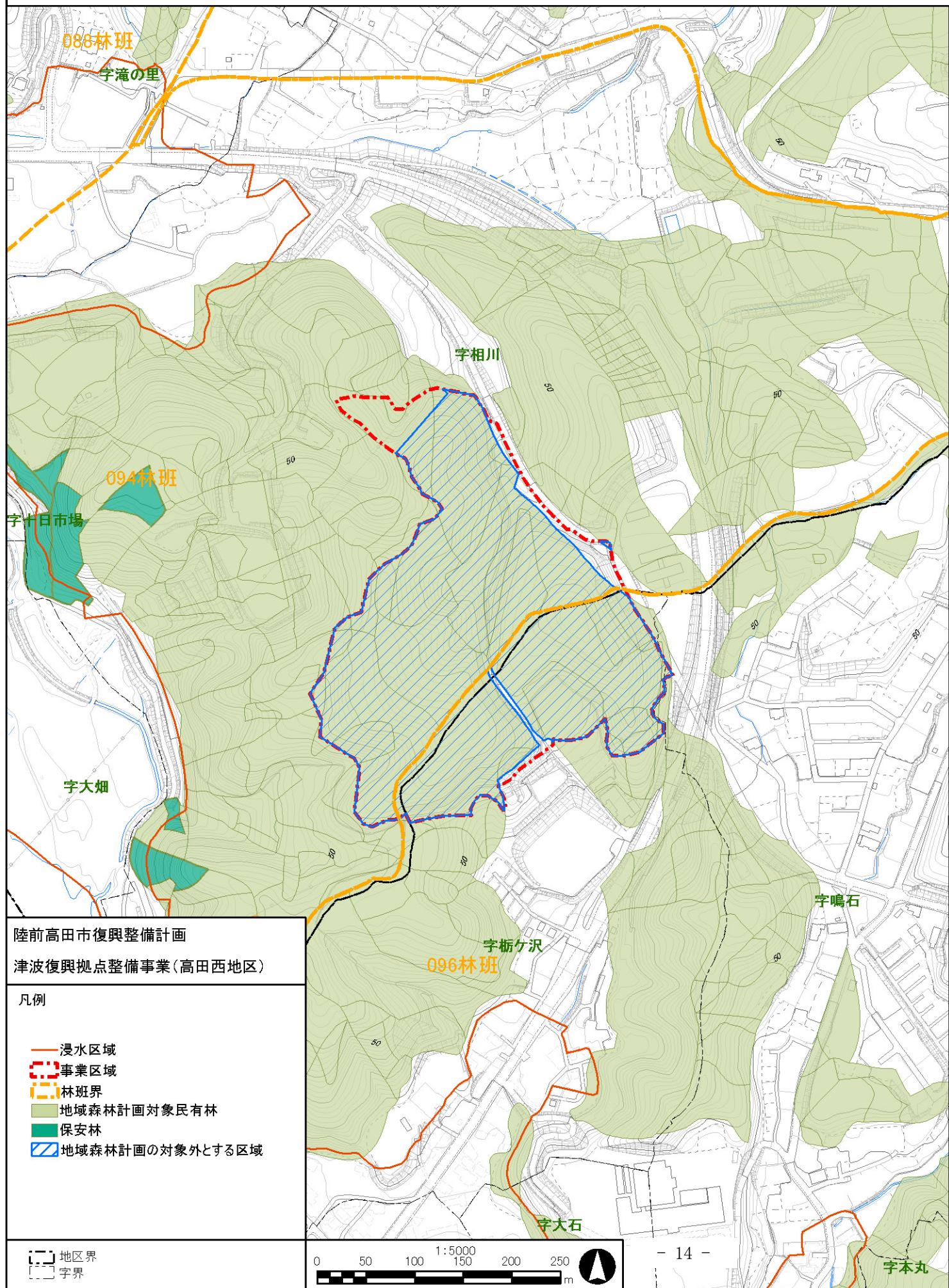
- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

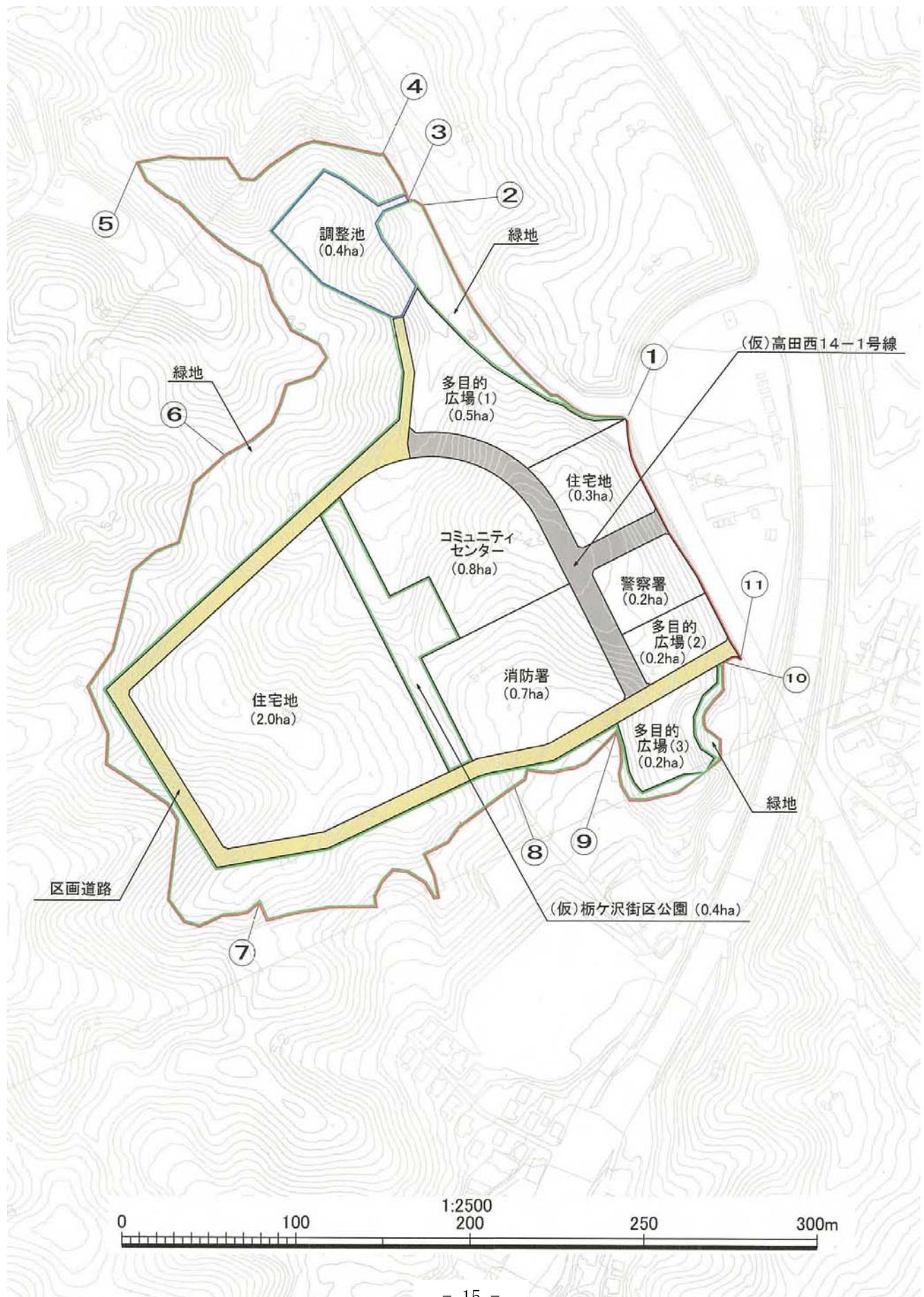
添付書類

1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図



添付書類

2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）



添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

(高田西地区津波復興拠点整備事業に係る都市計画決定（案）)

陸前高田都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）の決定（陸前高田市決定）

都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）を次のように決定する。

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|---|--------------------------------|--------|-----|--|--|--|--|
| 名 称 | 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区） | | | | | | | | | |
| 位 置 | 陸前高田市高田町字柄ヶ沢、字鳴石、竹駒町字相川 | | | | | | | | | |
| 面 積 | 約 9. 6 ha | | | | | | | | | |
| 及住 び宅 公施 共設 施 設の定 位業務 及施 び設 規又 模は 公益 的施 設 | 住宅施設 | 約 2. 3 ha | 備 考 | 災害公営住宅等を配置する。 | | | | | | |
| | 特定業務施設 | — | | | | | | | | |
| | 公益的施設 | 約 2. 6 ha | | 消防署、警察署、コミュニティセンター、多目的広場を配置する。 | | | | | | |
| 公共 施 設 | 道路 | 種 別 | 名 称 | 幅 員 | 延 長 | 備 考 | | | | |
| | | 地区内幹線道 路 | (仮) 高田西 14 - 1号線 | 14m | 約 289m | | | | | |
| | 幅員6~9.5mの区画道路を適宜配置する。 | | | | | | | | | |
| | 公園及び緑地 | 種 別 | 名 称 | 面 積 | 備 考 | | | | | |
| | | 街区公園 | (仮) 柄ヶ沢街区公園 | 約 0. 4 ha | | | | | | |
| | 住環境の保全とコミュニティ形成に配慮して、住宅用地と公益的施設用地の間に公園を配置する。 地区周辺部に森林を保全するとともに、法面緑化により緑地として整備する。 | | | | | | | | | |
| | その他の公共施設 | 下水道 | ①雨水：地区内に調整池を整備し、流出量を調整して滝の里沢川に放流する。 ②汚水：陸前高田市公共下水道に接続する。 | | | | | | | |
| | | 上水道 | 陸前高田市水道により区域全体に給水する。 | | | | | | | |
| | 小計 | 約 4. 7 ha | | | | | | | | |
| | 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度 | 3 0 m以下 | | | | | | | | |
| 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度 | | 2 0 / 1 0 以下 | | | | | | | | |
| 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | | 6 / 1 0 以下 | | | | | | | | |
| 「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」 | | | | | | | | | | |
| 理由 | | | | | | | | | | |
| 本市の中心部であった高田町地区は、東日本大震災による津波被害により住宅、公益施設、業務施設の大部分が流出したため、当地区的早期の復興が全市的に必要である。 | | | | | | | | | | |
| このことから、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、被災時の初動体制の中心となる消防署、警察署、避難所となるコミュニティセンター、仮設住宅の建設地となる多目的広場、居住機能を分担する公営住宅を本案のように決定する。 | | | | | | | | | | |